

Weekly Report

第 785 号

令和7年2月25日

事業承継税制における後継者要件の緩和

令和7年度税制改正では、法人版事業承継税制の特例措置や個人版事業承継税制を適用して贈与による承継を行う際の後継者要件が見直される予定です。

◆令和8年3月までに承継計画の提出が必要

法人版事業承継税制は後継者が非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度であり、一般措置を拡充した特例措置（*全株式が納税猶予の対象、*納税猶予割合は贈与税・相続税ともに100%、*雇用確保要件が未達成でも猶予が継続可能など）は令和9年12月末までの贈与・相続等について適用されます。また、個人事業者の事業用資産の贈与・相続等が対象となる個人版の適用は令和10年12月末が期限となります。

ただし、法人版特例措置や個人版の適用を受ける場合には前提条件として、承継時までの経営見通し等を記載した承継計画を策定し、令和8年3月までに都道府県へ提出することが必要となります。

◆改正により贈与時の後継者要件を緩和

これまで法人版の特例措置や個人版を適用して後継者に非上場株式等又は事業用資産を贈与する場合、後継者は「贈与の日まで3年以上継続して役員等であること（個人版の場合は3年以上継続して事業等に従事していたこと）」が要件となっていました。改正により役員等である期間を撤廃し「贈与の直前において役員等であること」に見直されます。

この改正は、令和7年1月以後の贈与について適用される予定です。

なお、相続時における役員就任等の要件（相続の開始直前に役員等であること）に変更はありません。

相続土地国庫帰属制度で1324件を承認

相続等によって不要な土地を取得した場合に、相続人が法務局に申請し承認を受けることで国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月27日から開始されています（申請時に審査手数料、承認を受けた場合には負担金の納付が必要）。

法務省によると本年1月末時点で3343件の申請があり、そのうち既に国の引き取りが実施された件数は1324件（宅地518件、農用地405件、森林63件、その他338件）となっています。

また、引き取ることができない土地（*建物がある、*境界が明らかでない、*担保権や使用収益権が設定されているなど）に該当し、却下・不承認となった件数は100件ありました。

4月に創設される育児関連給付金

本年4月から雇用保険の被保険者に対する新たな給付金として、①「出生後休業支援給付金」及び②「育児時短就業給付金」が創設されます。

①は子の出生直後の一定期間に、両親とも14日以上の子の育児休業を取得する場合（配偶者がいない場合や就労していない場合などは本人のみ）、既存の育児休業給付（休業前賃金の67%）と併せて休業前賃金の13%相当額を支給するものです。

また、②は子が2歳未満の期間に時短勤務した場合、時短中の賃金の10%相当額を支給します。